白井第三小学校区まちづくり協議会 第1回規約検討委員会 議事録

書記:大野 彰

日 時 令和3年5月22日(土) 16:40~17:45

会場 冨士センター大集会室

出席者 委員9名

支援チーム 3名 市民活動支援課 4名

司 会 市民活動支援課 保科係長

阿部事務局長が勤務の都合で本日遅れて参加される予定です。

規約検討委員会メンバーの自己紹介。

島森利美・・・まちづくり協議会会長

富沢賢司・・・富士センター運営協議会理事長

橋本 力…防犯指導員

齋藤 勇・・・まちづくり協議会副会長

大野 彰···白井第三小学校区防災連合準備会

福岡正勝•••白井冨士保育園園長

岡田光一•••市民環境経済部部長

松岡正純・・・市民活動支援課課長

保科恭子・・・小学校区まちづくり担当係長

袖山翔輝・・・小学校区まちづくり担当主事補

川上利一・・・小学校区まちづくり支援チーム リーダー

石田俊之••• ""

今井利恵・・・ ""

元田和寿••• (欠席)

岩崎 巌・・・富士東自治会

佐々木長寿・・・富士東自治会

(1)役員選出

次の通り選出: 島森利美 委員長 富沢賢司 副委員長 大野 彰 書記

(2)規約検討委員会の役割について

(保科係長による説明)

・「参考資料」、「資料1」、「資料2」を参照

ワーキンググループの会議と並行して事務局会議で検討し「白井第三小学校区まちづくり協議会規約(案)」を作成。これをたたき台にして作っていきたい。

「参考資料」(規約について)は規約(案)の「条」を一覧でまとめたもの。そのうちの4ヵ所には網がかかっている。それ以外の網がかかっていない部分については基本的に今後どこのまちづくり協議会ができても同じようになる部分であるので、こちらは市民活動支援課でひな型を作った。第三小学校区の独自の部分として皆さんに検討して頂きたいのが4か所の網がかかった部分である。

「資料1」の四角で囲った部分がそれにあたり、先ず正式な「まちづくり協議会」になった時の名称を考える必要がある。次が(目的)で何を目的に「まちづくり協議会」を運営していくか。その次が(事業)で目的を達成するためにどのようなことを行うかを規約の中に盛り込む。

「資料1」の太字でアンダーラインの箇所が今後変わってくる部分。網がかかっていない箇所でもアンダーラインが掛かっている箇所があるが、そこは会議の名称等が決まってくれば必然的に決まってくる。 次に大きく決めなければならない部分は、「第14条」の四角の部分の「部会」である。

「まちづくり協議会」では「部会」を置いてそれぞれの活動を行っていく形になると思われるので、その「部会」を検討して頂く。この「部会」を検討する資料として、既に様々な活動を行っている全国の組織図を参考に「資料2」を添付している。「部会」に関しても現在9分野ある中で、それをどのようにまとめればよいかを検討して頂きたい。その後「組織図」の部分を考えて頂く。「別表1」、「別表2」では理事及び総会に参加する代議員をどのようにするのかを最終的に決定し案として作り上げていく。これらが規約委員会の仕事である。

「質問」(島森委員長): 規約委員会を開く回数は?

「回答」(保科係長): 本日準備会で配布した設立までのスケジュールでは3回程度をみている。

「意見」(島森委員長): 3回でまとめるためにはこのような内容で話合おうということを決めておいた方

がよいと思われる。

「回答」(保科係長): 本日を第1回目の会議とすると、第2回目の会議では「組織」について検討す

るということではどうか。

「意見」(齋藤委員): 「部会」をあげるときに、前回全体会議などで出ている多くの意見の中で整理を

する必要のあるものがあった。それに皆さんの意見を求めたところで、こういった形でこういう部会、こういうふうに分けましょうという話合いには落ち込んでいない。そこにもってきて我々で部会の形をきめてしまおうというのは果たして成

立するのか?

これについてはしっくりこない。

「回答」(保科係長) : 規約検討委員会で「部会」についても検討したうえで、全体会議ではこういう形

で検討してどういう理由でこういう「部会」分けにしたという形で承認を頂くという

イメージである。

「質問」(齋藤委員): 例えば自分の入っているグループ、事務局側の誰も入っていないグループに

おいて話のテーマとしてかぶっている部分があり、いろんな方から意見が出ている。そこのところを今このメンバーでそれらをつなぎ投げることでよいのか?

皆さん全員の意見を聞きたい。

「意見」(富沢副委員長): 最初に規約を作り、大まかな文言は良いとしても役員とか組織のあり方につ

いての規約は最後に作っていかなければ、即ち組織を作ってからでなければ

あてはめて文書に作っていけないと思われる。まず全体的な組織の運営の在り方を決め、それに対して「部会」をいくつにするのかをやる。かぶるところがあるのでそれを含めた組織図を作っていけばそこに会長一人に対し、何人の副会長を充てるか等を当てはめていくことができる。その後それに基づいた文言が入ってくる。その順番でやっていかないと規約を作ったはよいが、こちらの方はどうすればよいのかということになってしまう。組織の全体としての構想を作る必要がある。

「整理」(保科係長): それに合わせて規約を整えていかなければならない。

そうするとまずは組織、役員もどういう役員がいるかも組織ができないと決まらない。

「意見」(富沢副委員長): 他にそういう組織があるとそれを真似たりしながら、そこに足りないものを入れていかないと難しい。

「意見」(岩崎委員): 「部会」関係の話が出たので、「資料1」を見ると5つの(部会)があり、そこに「防災」が入ると全部で6つになりそうである。しかし向こうのその他8項目は、これとこれを一緒にした方がお金のやりくりが見やすいという考えもあったのでそこをうまく連携させていかなければ役員会で決めてしまい向こうとは全然違っていたということにならないようにする必要がある。

「意見」(島森委員長): そこの分け方としてはむこうの話を洗ってからでもよいと思われる。

「意見」(富沢副委員長):向こうでは部会を8項目に分けているが、こちらでは4つか5つに分けている。 その中での手法を決めてもらうことで進めていける。

「整理」(保科係長): 組織を考えるときに「部会」の割り振りはとりあえず一番最後にもってきて、まちづくりの検討委員会の計画の完成を待って「部会」の割り振りを規約検討委員会で考えて準備会の方に提案するという形になるのか。

「意見」(齋藤委員): それは枝の話であり、ここでやるのは幹の話である。極限すると憲法なのか約款なのかということになる。例えば第三小学校区となると、10自治会が基本となるが、白井木戸自治会の場合一部は第三小学校区に住みながら我々のまちづくり協議会のメンバーではないという共通意識のもとにこのまま進むのかということである。

このような不明瞭な点をしつかりする必要がある。みんなが均等な意識でやらなけらばならない。

「整理」(保科係長): 次の会議の時には「部会」の数は別として組織の形を検討することを第2回 目の議題とするイメージでどうか。即ち第2回目の議題は組織としての形を規 約検討委員会として決定し準備会に提案する形を作るということになる。

「意見」(島森委員長): 次回の規約委員会の時に組織図のもとになるような案を作ってきてもらい提案をしてもらいたい。

「意見」(齋藤委員): 本日配布の「資料2」から抜粋してそれをアレンジしていくのがやりやすいのではないか?シンプルで分かりやすいものが良い。

「意見」(富沢副委員長):第三小学校区の組織であるので真似をする必要は無い。独自のものでよい。

「整理」(保科係長):「資料 2」の(鳥取県鳥取市)の「まちづくり協議会組織図」が一番シンプルであ

るが、(大分県大分市)の例は途中に役員会が入っている。富沢副委員長に作って頂いたものプラスその他にどのような形のものがあるかを幾つか作ってくるよ

うなイメージでどうか。

規約の中で理事と代議員に関しては別表で触れているが、それに追加して「構

成団体」の表を入れるようにすればよいのでは。

「意見」(齋藤委員): 現在準備委員会に入っているメンバーとして約20の団体があるが、それを全

て汲んでいくのかが皆さんで考えて頂くテーマに入る。

「確認」(保科係長): 設立の際に改めて参加して頂きますかという感じで聞くのか?

即ちいま準備会に参加の団体があるが、それがまちづくり協議会の設立の際に

構成団体として参加をお願いするという形になるのか?

「回答」(松岡課長): 参加して頂く前提ではある。他に募集をするかについては皆さんで決めること。

「確認」(保科係長): 構成委員としては規約の案として出ているものとして、第4条で提案された第三

小学校区の範囲がまちづくり協議会の範囲であるとすればその範囲の中にある

個人、法人、その他今回参加の団体そして民間事業者も対象になりえる。

参加に関してはいつでも参加は自由という形になっている。

「意見」(齋藤委員): 最初にうたうべきは、政治的、宗教的なことは一切触れるべきではないという文

言が入ったうえでの話である。

「確認」(保科係長):第5条の2項にそれはうたっている。

(大分県大分市)の件に関してはイメージとして組織図の例として出ているものであり、ここに入ってくる団体としてはこのようなものが考えられるということであ

る。

理事として入ってくる団体がそこの部分にあたる。

「意見」(岩崎委員): (大分)の場合、総会を開くので出てほしいがその際にはどこからどこまでを

招集するのかが不明確。

「確認」(保科係長):総会については規約案の第12条で規定しており「総会は、会長が招集し、構

成員から選出された代議員をもって構成する」となっている。

区域としては第三小学校区の区域で構成員は第三小学校区内に住んでいる人や、事業所がある人達やその中で活動している団体ということになると、恐ろしい数の構成員になり、総会を開いた際に全員が来れるかというと当然来れないことになり、招集をするのに全員に通知を送るのかという部分もある。それを避けるために代議員制度を設けている。総会に参加して議決権のある

代議員を規約で設定している。

「質問」(齋藤委員): 規約委員会では代議員の選出方法まで決めるのか。

「回答」(保科係長): 規約の中にそのやり方が入ってくることになるので検討して頂く対象になる。

次回の会議で検討するテーマとしては組織と組織図で、組織図については 本日配布の「資料2」を第三小学校区に当てはめた形で幾つかの案を事務局 のたたき台として出して欲しいということである。それに富沢副委員長に作成頂 いたものを一緒に出させてもらう。そして次回には太線の部分を決めたり、役員の人数を決めたりといったことを行う。後は招集の仕方や代議員の定数をどうするかについて話し合う。そこが決まると本文の方も埋まってくる。

第2回目の会議は組織図や組織の話だけで目いっぱいになると思われる。

「質問」(福岡委員): 部会の関係での統廃合のとりまとめはいつぐらいが目標か?

「回答」(保科係長): まちづくり計画の委員会の方の次の会議が6月27日(日)の準備会の前か後になる。「防災」は準備会議の前にやるために先となる。8分野は準備会の後にやる形になる。次回の準備会の時にはほぼ何も決まっていない状況であ

る。その後2回~3回で全てを終える見込みである。

「意見」(富沢副委員長):提案が一つあるが、新しく入った人達によって役員が入ってくるため名簿を 早急に作ってもらいたい。自治会長は新旧の会長の名簿を作って頂きた い。

「回答」(保科係長):次回の資料を送付する時にはそれらを揃えて送る。

PTA の新役員についてはまだ連絡が来ていないが、各自治会の名簿は揃っている。

「意見」(齋藤委員): 準備会の中では新旧の自治会長が入れ替わった時に次に入ってもらうとの 考え方である。今後協議会が正式に発足した時に構成団体としての立ち位

置として当然自治会及び自治連合会が入ってくる。その際に新旧の考え方として自治会及び自治連合の中で理解するものなのか、それとも協議会の中で理解するものなのかについて一つのたたき台があってもよい。構成団体につ

いては各団体で明確に理解しておく必要がある。組織図を作る時に組織ができたからこうしてくださいとなるのか。押しつけとならないようにする必要がある。

「意見」(島森委員長): 正式な協議会となった時に交代する人をどうするかについては、例えば「部会」

の中で話し合い補充をするのかしないのか又は他の「部会」の人に入ってもらう のかを各部会で決めてもらう。役員の場合は降りる役員の補充をしなければな らないが、委員として各部に任せるということにしておかなければいけないと思

われる。これはまちづくり協議会ができた後の話である。

「整理」(保科係長): 役員に関しては総会の議決要件になっている。その役員が誰になるかについ

ては「部会」ごとに部会長が役員になってくると思われる。

「部会」の運営自体はイメージとして協力体制ではあるが独立して運営していく ことになる。それぞれの構成員として出てきている場合に代わられる時にはその 「部会」或いは所属団体の中できちんと話し合いをし、継続して頂くようにしてい

かなければならない。

「確認」(松岡課長): 齋藤委員の言われた構成団体としての理解、意識というものはあらためてしっ

かりと確認をする必要がある。今の準備会のメンバーについて、各団体は正式 に協議会ができれば当然協議会のメンバーとなるという確認をしっかりとしてお く必要があるという意味で言われたと思われる。準備会の皆さんは当然準備会 から協議会へと思っている方もおれば、準備会に誘われたので協議会への参 加はまだ未知数という団体もおられるかもしれない。その確認がそろそろ必要ではないかということだと思われる。

「意見」(齋藤委員): 準備会だからという考え方も成立する。自治連の中でどうしてもできない最大の原因は、第三小学校区のまちづくり協議会が名称として 自治連なのか自治会なのかで考え方に温度差が出てくる。構成団体の組織図を作る際に押しつけにならなければよい。

自治会の会長は形としては全部が入っていることになっているが、入っていない自治会もある。

「確認」(保科係長): 参加していない自治会長は承認をしていただいていない。私は参加しないというスタンスでは承認はされていないといえる。これは自治連の考え方ではなく自治会の考え方である。自治会の集まりである自治連から準備会には参加していたがやはり第三小学校区の地域での活動であるまちづくり協議会を考えるにあたって自治会の参画が必要であろうということで自治会に声掛けをして参加して下さいという話になった。その中で声掛けをしたが参加頂けなった団体(自治会)があるという状況である。ただ第三小学校区支部の自治連として元支部長の齋藤委員及び藤田委員に引き続き参加して頂いている形になっている。これは自治連としての考え方である。

「質問」(橋本委員): そもそもは自治連で入っており、自治連だけでは自治会の方に伝達しきれない部分があるのでどちらかと言えばオブザーバー的に自治会が参画したように理解したが?従であるが丸山、復四、白井木戸の3つについては代表が1名となっている。

「確認」(保科係長): 支部長ローテーションではそうなっているが、全自治会に声を掛けているのであくまでも構成員として入ってもらっている。

構成員として入ることを要請したが入らないという回答であった。

「意見」(齋藤委員): 大前提として「まちづくり協議会」の会員は住民全てである。

「確認」(保科係長):「まちづくり協議会」が正式に発足したときには自治会もその構成メンバーに入ってくる。

「意見」(齋藤委員):自治会のとりまとめは全て自治会長にゆだねるしかない。その関係で自治会毎に温度差が出てくる。そこに関してこの協議会を成立させるための少しでもやりやすいやり方を作るというのが事務局の考え方である。

「意見」(富沢副委員長):事務局としては何度も説明はしている。そこで納得してもらえない自治会があったとしても、次の自治会長に変わった時に入るかもしれない。そのため全員が入ってくれるものであるという形で進めなければ進んでいかない。

「意見」(島森委員長):自治会は必ず自治連に入っている。最初の考え方は自治連に入ってくれれば 全自治会に知らしめられるということ、即ち協力してもらえるということが前提であった。協議会としてはもし入らない人がいても全体をフォローしなければならない。 これが大前提である。これを規約検討委員会で確認しておけば問題無い。

「確認」(齋藤委員):規約に構成団体と書くのは各自治会ではなく自治連合会とする。

自治連合の下のツリーに各自治会名を入れるのも一つの方法である。それを することによって本会が一部の人達だけでやっているのではないことが明確に なる。

「質問」(岩崎委員): 本日の議論のゴールはどこになるのか?

「回答」(保科係長):一応の説明をして次回の検討事項をきめることと、次回の開催日を決めるとこ

ろまでである。次回の会議は組織についてを議題としてたたき台となるようなイ

メージを資料として準備をすること。

詳細については次回に話してもらえればよいのでよろしくお願いしたい。

第2回目では組織図、組織について決め、第3回目の会議で規約の本文の

方に落とし込み体裁を整える。 その案を準備会に提案していく。

(3)その他について

保科係長: 第2回規約検討委員会は6月17日(木)17時30分から組織について「休養室2」で開催。

第3回規約準備委員会は6月27日(日)に本文の検討を行う。「部会」の部分を除いた組織の検討をする。「部会」の数や割り振りに関してはまだ検討はしない。まちづくり計画がきちんと出来上がった時点で部会の検討を行い規約の方に入れ込む。まちづくり計画の方が次回の会議と同じ日になるので間が空いてしまうかもしれないが規約の案としてはそこの部分を除いた形で一旦は完成させて最終的に部会の部分をはめ込んで形となったものを準備会で提案することになる。組織図に関しては6月17日(木)の会議の前にいくつかの例を市民活動支援課の方で作り資料として会議の前に送付するのでよろしくお願いしたい。過去の資料についてはワーキンググループのリーダーに送るようにする。

以上